

消防の動き



2019
9
No.581



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

平成 31 年 9 月号 No.581

巻頭言 就任にあたって（消防庁長官 林崎 理）

巻頭言 事業所等にとって納得感のある防火指導の勧め（消防庁審議官 鈴木 康幸）

Report

平成30年1月～12月の製品火災に関する調査結果..... 5

Topics

令和元年度「こども霞が関見学デー」の開催..... 7

『第19回レスキューロボットコンテスト』における消防庁長官賞の授与について..... 9

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する
検討会」の開催について..... 10

「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」の開催について..... 11

令和元年度全国少年消防クラブ交流大会の開催..... 12

先進事例紹介

女性職員の活躍推進を目指して

～後方支援訓練とアンケート調査を実施～（さいたま市消防局）..... 13

隊員が「見る」ために、救急車を「見える」ように

（埼玉県 川口市南消防署 安行分署消防第2係 救急隊）..... 17

消防通信～望楼

尾三消防本部（愛知県）／豊中市消防局（大阪府）

阪神地区消防長会（兵庫県）／熊本市消防局（熊本県）..... 22

消防大学校だより

査察業務マネジメントコースにおける教育訓練..... 23

教育訓練の実施状況（平成31年4月～令和元年7月実施分）..... 24

報道発表

最近の報道発表（令和元年7月24日～令和元年8月23日）..... 25

通知等

最近の通知（令和元年7月24日～令和元年8月23日）..... 26

広報テーマ（9月・10月）..... 26

お知らせ

9月9日は救急の日..... 27

敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」

（9月1日～9月21日）..... 29

火山災害に対する備え..... 30



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって



消防庁長官 林 崎 理

8月1日付けで消防庁長官に就任しました。身に余る重責ですが、我が国の消防行政の推進に全力を尽くしてまいります。よろしくお願いいたします。

私と消防との関わりは、青森県消防防災課長に赴任した昭和63年4月に始まります。当時は青森県六ヶ所村に核燃料サイクル施設を建設する計画が進められている時期でしたので、それまでの原子力船「むつ」のみを対象とする原子力災害対策のための地域防災計画を大幅に見直し充実させる事が私の任務となりました。なにぶん国内に類を見ない施設等に係る地域防災計画を作らなければならないため、海外事例の調査、当時の科学技術庁や事業者との折衝・調整、関係機関との調整などに汗を流し、県防災会議や部会の運営に当たったことが思い起こされます。その過程を通じて、地域の防災を巡る多くの関係者の考えを伺う貴重な機会となりました。また、県知事代理として県内の消防団の観閲式を回り、日頃の鍛錬の成果を目にし、各地の消防職団員とさまざまな意見交換が出来たことなども良い経験となりました。

近年では平成28年4月の熊本地震発生の際、内閣官房内閣審議官として、内閣府防災担当部局とともに政府内各府省庁が担う各種応急対策の総合調整に当たりましたが、その際、各地の消防から入る被災情報等が総務省消防庁においてとりまとめられて官邸をはじめ政府の関係部局に迅速に届けられ、政府の事態把握と対応検討の大きな基盤となっていることを目の当たりにしました。総務省大臣官房長として対応を迫られた平成30年7月豪雨の際も、被害状況や救助活動に係る情報が被災各地の消防を通じて刻々と報告され、現場での常備・団の奮闘を思い、改めて消防の任務の重さを強く感じました。

これまでの消防近代化の流れのなかで、消防力の充実強化はもとより、関係法令の整備、建物や資材の耐火性能の向上、各種消火設備の整備、防火意識の普及などが進み、人口1万人当たりの出火件数を示す出火率は、昭和48年の6.8をピークに逡減し、近年では2.9～3.1程度に止まっています。まさに消防関係者を始めとする社会全体の綿々たる努力の賜であります。

他方、今後に目を向けると、急速な高齢化と人口減少社会への対応は待ったなしです。また、近年の風水害の局地化・激甚化は甚だしく、瞬く間に大災害に繋がる状況が目につきます。大規模イベントなどをターゲットとしたテロ発生の恐れも指摘されます。インバウンドの増大に伴い増加する外国人、障害者や高齢者などの災害弱者への対応、予想される南海トラフ地震や首都直下地震への対応等々、消防を取り巻く課題は多く、いずれも重要なものばかりです。

消防団を中核とした地域防災力の一層の向上、消防機関と自主防災組織や住民との連携強化、緊急消防援助隊の充実強化、消防の広域化、消防・警察・自衛隊の連携などを、AIやIoTを始めとする科学技術の発展も活かしながら進め、国民の生命と財産を守る備えをより強固なものとしていかなければなりません。そのために微力を尽くして参る所存です。ご理解ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

事業所等にとって納得感のある防火指導の勧め



消防庁審議官 鈴木 康幸

7月5日付けで消防庁審議官に就任した鈴木です。どうぞよろしくお願いたします。

私は消防庁入庁以来、予防系の業務を中心に消防防災分野の仕事に長く携わっていますので、今回は予防関係の話をさせていただきます。

消防関係者から、昔と比べると建物火災件数が減っており、火災現場における活動経験の少ない消防職員が多くなっているという話を伺うことがあります。これは科学技術の進展により様々な安全装置を搭載した機器が開発され、火災を未然に防いでいる効果もあると思いますが、私たちの先輩方が過去に起きた火災の教訓をハード面、ソフト面の防火対策に生かす努力を積み重ねてきたことにより、防火安全性の高い建物が増えてきた成果だと考えています。

その一方で、少子高齢化の進展、外国人来訪者の増加等の社会情勢の変化により、新たな形態の施設が出現するとともに、新たな火災リスクが顕在化し、大きな被害をもたらす火災も発生しています。このような実態を丁寧に分析し、同種の火災の発生を防ぐために講ずべき防火対策のあり方について検討を行うことにより消防法令が改正され、防火基準が強化されてきました。

これに対して経費削減に取り組んでいる事業所にとって、新たな支出を伴うような防火規制の強化に簡単には賛同してくれません。大きな被害をもたらした火災がなぜ起きてしまったのか、その要因は同種の事業所にも共通する課題なのか、それらの課題を解決するためにはどのような防火対策が必要なのかという検討を丁寧に行うことにより、新たな防火対策を講ずることの必要性について事業所系業界団体の理解を得てきました。

予防業務に従事される消防職員の皆さんの中には、新たな防火対策を講じる必要性を事業所の方に理解してもらおうのに苦勞されている人もいます。消防庁では、新たに防火規制を強化する場合には、その検討経過を検討会資料の形で消防庁ホームページに公表することにより、広く消防関係者や事業所の皆さんにご理解いただけるように努めています。また、皆さんが参加する機会は必ずしも多くないかもしれませんが、様々な講習会の機会を活用し、防火規制の背景や検討内容についてわかりやすく説明するように努めています。予防業務に携わる消防職員の皆さんにおかれましては、是非ともこれらの資料や講習会の機会を活用していただき、事業所指導を行う際に、類似事業所で発生した火災についてその原因も含めて説明するとともに、その再発防止を図るためには皆さんが指導している防火対策が必要であることを丁寧に説明するようにしていただきたいと思います。

私は、様々な事業所系業界団体の皆さんとお付き合いしてきましたが、事業所にとって無駄な出費は当然抑えようとする一方で、人的被害や大きな損失の発生を未然に防ぐための支出には理解を示していただけるとというのが私の実感です。このことは住民に対する住宅防火広報についても同様だと思います。日々の業務で忙しいとは思いますが、皆さんの管内で痛ましい火災を起こさないためには、事業所や住民の皆さんが納得していただけるような説明に努めることが重要であり、そのことは当該事業所、住宅等における継続的な防火対策の取組につながるということについてもご理解いただきたいと思います。

平成30年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

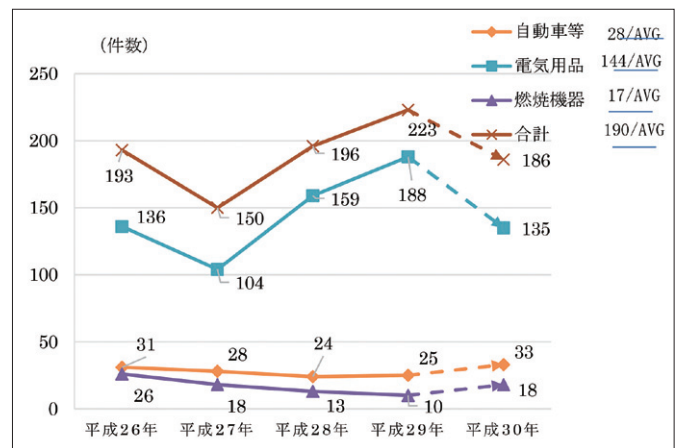
2 平成30年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

平成30年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、製品ごとの発生件数について図1及び表1のとおり取りまとめました。

製品の不具合により発生したと判断された火災は自動車等が33件、電気用品が135件、燃焼機器が18件となっています。なお、この他に調査中が95件あるため、今後増加する可能性があります。

最近5年間の平均値としては、自動車等が28件、電気用品が144件、燃焼機器が17件でした。

図1 最近5年間における製品火災件数の推移



※平成30年中の製品火災件数については、平成30年5月31日時点のものである。これ以外に消防機関が調査中のものが95件あるため、今後の調査結果により件数が増加する見込み。

※表中にあるAVGとは過去5年間の平均値(小数点以下を四捨五入)である。

表1：平成30年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品の不具合により発生したと判断された火災	33	135	18	186
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	227	196	31	454

※使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※平成30年1月～12月に発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが95件ある

また、平成30年1月～12月に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりとなっております。(表2参照)。

表2：「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品

(該当件数、製造事業者等名50音順)

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考
オーディオジャパン株式会社	オーディ	DBA-8KCDN	3	平成30年10月10日の社告により点検・修理対応
岩谷産業株式会社	ガストーチバーナー	CB-TC-CPRO3	2	平成26年12月10日の社告により回収・交換対応
ジェックス株式会社	観賞魚用ヒーター	TRUSTY 300	2	平成26年10月の社告により交換・返金対応
マツダ株式会社	マツダCX-3	LDA-DK5FW	2	平成30年7月6日の社告により点検・修理対応
ユアサプライムス株式会社	カーボンヒーター	KYA-C915R	2	平成28年3月19日の社告により回収・修理対応
ユアサプライムス株式会社	カーボンヒーター	YA-C900S	2	平成28年3月19日の社告により回収・修理対応
ユアサプライムス株式会社	カーボンヒーター	YA-C945SR	2	平成28年3月19日の社告により回収・修理対応

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

令和元年度「こども霞が関見学デー」の開催

総務課

「こども霞が関見学デー」は、平成8年度から毎年、文部科学省が「こども見学デー」の一環として実施しているイベントで、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、職場見学のほか、府省庁等ごとの特色を活かし、小・中学生等を対象に様々なプログラムを設け、毎年実施しているもので、今年度は8月7日（水）、8日（木）の2日間にわたって開催されました。



全国消防イメージキャラクター「消太」も登場

消防庁では、中央合同庁舎第2号館北側駐車場(警視庁側)及び1階アトリウムにブースを設け、子供たちに「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『消防士の仕事を体験してみよう!』と題し、4つの体験型の課題に挑戦してもらいました。



「災害に負けるな!」(VR防災体験車)の様子

★消防士の仕事を体験してみよう!

☆課題①

災害に負けるな!

～災害を疑似体験しよう～

火災、地震、風水害を疑似体験して、災害の恐ろしさを実感しよう。

☆課題②

煙の中を突き進め!

～煙の怖さを感じてみよう～

視界が悪く息苦しい煙ハウスの中で、ハンカチ等で呼吸を確保して落ち着いて進み、ハウスから脱出しよう。

☆課題③

火事だ!火を消せ!

～消防服を着て、ホースと筒先で放水しよう～

消防服を着て、ホースと筒先を使用した放水を体験しよう。

☆課題④

命を救え!

～心臓マッサージ、AEDを体験しよう～

心臓マッサージやAEDの使用手順を学ぶとともに、心肺蘇生法の一連の動作を体験しよう。

子供たちは、普段触れる機会がない資器材に目を輝かせ、それぞれの課題をクリアするため、どの課題も楽しみながら意欲的に取り組み、各係員の説明にも熱心に耳を傾け、真剣な表情を見せていました。



「煙の中を突き進め！」の様子①



「煙の中を突き進め！」の様子②



「火事だ！火を消せ！」の様子①



「火事だ！火を消せ！」の様子②



「命を救え！」の様子①



「命を救え！」の様子②

2日間で、多くの子どもたちが消防庁及び総務省を訪れ、「こども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。

問合わせ先

消防庁総務課 藤原、村田
TEL: 03-5253-7521

『第19回レスキューロボットコンテスト』における 消防庁長官賞の授与について

総務課・消防研究センター

レスキューロボットコンテストの開催について

令和元年8月10日（土）から11日（日）の日程で、神戸サンボホール（兵庫県神戸市）において第19回レスキューロボットコンテスト競技会本選が開催されました（消防庁特別共催）。

消防庁では、第8回（平成20年）コンテストより消防庁長官賞を設け、その後も継続して先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減及び的確な情報収集による救助活動を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。



第19回レスキューロボットコンテストのポスター

レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキューロボットの研究は、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえ、様々な技術的課題に関する検討が行われてきたところです。

レスキューロボットコンテストは、参加者が製作したロボットを操作し、がれきに埋もれた人を救助するなどの課題に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えとともに、将来的にレスキューロボット等の消防防災活動で活用する資機材の開発に携わるような技術者を育成することや、災害に未然に備えること及びレスキュー活動の必要性について広く周知することを目的としています。

消防庁長官賞の受賞チーム

今回コンテストの消防庁長官賞については、「速くて（Speedy）、確かな（Secure）、優しい（Soft）救助」をコンセプトにレスキュー活動を行った「とくふあい！（徳島大学 ロボコンプロジェクト）」が受賞し、消防庁消防研究センターの長尾一郎所長から表彰状と盾が授与されました。



消防庁長官賞を受賞した「とくふあい！」
（徳島大学 ロボコンプロジェクト）
※前列左から3人目 長尾一郎 消防研究センター所長

本チームは、3体のロボットを用いて、上空からの情報収集と、陸上でのがれき除去や救助活動を円滑に行うことをコンセプトに掲げ、実際に迅速で正確なパフォーマンスが実現できていました。

また、要救助者のトリアージを想定した、レスキューダミーの個体識別が各競技を通して高得点であった点も高く評価され、消防庁長官賞を受賞することとなりました。

コンテスト当日の詳細については、
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ
<https://www.rescue-robot-contest.org/19th-contest/>
をご参照ください。

問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当） 四維、佐藤
TEL: 03-5253-7541

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」の開催について

危険物保安室

1. はじめに

石油製品の需要の減少を背景として、過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所の数が年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す地域が増加しております。このような状況を踏まえ、エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)等において、AI・IoT等の新たな技術を活用し、人手不足の克服、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提とした規制のあり方について検討することが求められております。

このため、消防庁では、過疎地域等の地域特性や最近の技術動向等を踏まえ、「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、第1回検討会を5月22日(水)に、第2回検討会を8月1日(木)に行いました。

2. 検討項目

主な検討項目については次のとおりです。

- (1)地域の实情に応じた石油製品流通網の維持策における安全対策のあり方に関する事項
- (2)給油取扱所におけるAI・IoT等の新技術を活用した安全対策のあり方に関する事項

3. 令和元年度第1・2回検討会の内容

第1回検討会では、過疎地域等における燃料供給インフラの現状等について情報共有し、今後の方向性について検討が行われました。

第2回検討会では、第1回検討会の意見等を踏まえ、課題を整理し、各要望に対する検討の進め方について議論が行われました。

4. 今後のスケジュール

- 第3回 令和元年9月～10月頃(予定)
- 第4回 令和元年11月～12月(予定)
- 第5回 令和2年1月～2月(予定)

委員名簿(敬称略)

【座長】

吉井 博明 東京経済大学 名誉教授

【委員】(五十音順)

伊藤 晃 浜松市消防局 予防課長

伊藤 要 東京消防庁 予防部 危険物課長

小笠原雄二 危険物保安技術協会 業務部長

小川 晶 川崎市消防局 予防部 危険物課長

佐藤 義信 全国石油商業組合連合会 副会長 SS経営革新・次世代部会長

清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員長

清水 秀樹 長野県下伊那郡売木村 村長

田所 淳一 一般社団法人 電子情報技術産業協会

沼尾 波子 東洋大学 国際学部国際地域学科 教授

平野 祐子 主婦連合会 副会長

松井 晶範 一般財団法人 全国危険物安全協会 理事兼業務部長

三宅 淳巳 横浜国立大学 先端科学高等研究院 副高等研究院長・教授

元野木 卓 日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事

事務局 消防庁危険物保安室



検討会の様子

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 羽田野、河野
TEL: 03-5253-7524

危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」の開催について

危険物保安室

1. はじめに

平成30年7月豪雨や台風21号等により、ガソリンスタンドや危険物倉庫等の危険物施設においても、浸水や強風等に伴い多数の被害が発生しました。

消防庁では、平成30年9月に風水害発生時における危険物保安上の留意事項を関係事業者団体及び消防機関に通知するとともに、被害事例の収集を昨年度中に行ったところですが、浸水の高さや風の強さ等と被害の発生状況について整理・分析を行い、危険物施設における迅速・的確な対応を確保することが課題となっております。

このため、危険物施設の風水害対策のあり方に係る検討を行うことを目的として、「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」を開催し、第1回検討会を6月17日（月）に行いました。

2. 検討項目

検討項目については次のとおりです。

- (1) 危険物施設における被害の実態を踏まえた風水害対策に関する事項
- (2) AI・IoT等の新技術の活用方策に関する事項

3. 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の背景、危険物施設における風水害対策ガイドラインの策定、AI・IoT等の新技術の活用方策について議論し、今後の検討の方向性等について検討が行われました。



平成30年7月豪雨におけるガソリンスタンドの被害事例

4. 今後のスケジュール

- 第2回 令和元年9月～10月頃（予定）
- 第3回 令和2年1月～2月頃（予定）

委員名簿（敬称略）

【座長】	
大谷 英雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院長
【委員】（五十音順）	
伊勢 正	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 防災情報研究部門(兼) 国家レジリエンス研究推進センター主幹研究員
伊藤 要	東京消防庁 予防部 危険物課長
小川 晶	川崎市消防局 予防部 危険物課長
金子 貴史	公益社団法人 全日本トラック協会 輸送事業部長
熊田 貢	倉敷市消防局 危険物保安課長
酒井 朗	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員
佐川 平	電気事業連合会 工務部副部長
渋谷 和伸	日本塗料商業組合 専務理事
西野 圭太	石油連盟 給油所技術専門委員会 副委員長
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科長 機械知能システム学専攻長
南部 浩一	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
藤井 公昭	一般社団法人 日本化学工業協会
藤本 正彦	石油化学工業協会 技術部長
松井 晶範	一般財団法人 全国危険物安全協会 理事(兼) 業務部長
宮崎 昌之	全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ長
安光 秀之	日本危険物物流団体連絡協議会 事務局副局長

【事務局】 消防庁危険物保安室



検討会の様子

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 羽田野、木下
TEL: 03-5253-7524

令和元年度全国少年消防クラブ交流大会の開催

地域防災室

令和元年7月31日（水）から8月2日（金）までの間、「令和元年度全国少年消防クラブ交流大会」が徳島県徳島市で開催され、22都道府県から53クラブ364名が参加しました。

消防庁では、平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から災害の教訓や災害への備え等について学ぶことを目的として開催しています。

【少年消防クラブとは】 少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。平成30年5月1日現在のクラブ数は4,647団体で、クラブ員は約41万人です。

【第1日目】7月31日（水）

交流大会の1日目は、オリエンテーションと各クラブの自己紹介を行いました。また、地元徳島県の阿波踊り連「娯茶平」の方々に、阿波踊りの実演と踊り方についての御指導をいただき、参加者全員で阿波踊りを体験しました。

【第2日目】8月1日（木）

2日目は、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考に、消防ホースの展張やロープの結索などの消防技術を取り入れた競技形式の合同訓練を行いました。

参加クラブの中には、地元の消防署や消防団の方から指導を受けて練習に励んできたクラブもあり、これまでの練習の成果が発揮できるよう一生懸命取り組んでいました。



-「合同訓練」の様子-

合同訓練に引き続いて、他のクラブ員とともに、マット代わりの気泡緩衝材を床に敷いた段ボールハウスを作り、避難所体験として実際に宿泊しました。

合同訓練の結果	
第1位	千葉県 浦安市少年消防団
第2位	宮城県 志津川中学校少年防災クラブ
第3位	神奈川県 大和市少年消防団
第4位	山口県 厚南地区少年消防クラブ
第5位	埼玉県 三郷市少年消防クラブ



-「避難所体験」の様子-

【第3日目】8月2日（金）

最終日の3日目は、徳島県内の小・中学校による防災活動の報告とともに、徳島県内の消防団の皆さんから災害の教訓や日頃の活動などについて学び、それぞれの活動について理解を深めました。



-「消防団員との交流」の様子-

交流大会に参加したクラブ員の皆さんには、交流大会での体験を活かし、今後の活動に更に励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、学んだことを共有し防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 北川
TEL: 03-5253-7561

先進事例 紹介

女性職員の活躍推進を目指して

～後方支援訓練とアンケート調査を実施～

さいたま市消防局

1 緊急消防援助隊埼玉県大隊 合同訓練について

緊急消防援助隊の実績として、平成31年4月1日現在で38件の多種多様な災害に出動しています。埼玉県としては、平成15年9月に発生した出光興産北海道製油所原油貯蔵タンク火災に対応する泡消火薬剤搬送に始まり、救助活動としては平成16年の新潟・福島豪雨、新潟県中越地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成25年の台風第26号による伊豆大島の災害、平成27年関東・東北豪雨、平成29年栃木県那須町雪崩事故など、8件の災害に出動しています。

このような災害実績が増えていく中、平成31年2月25日（月）・26日（火）の2日間で、埼玉スタジアム2002（さいたま市緑区）において、埼玉県大隊としての対応・連携力の強化及び後方支援体制の強化を目的とし、緊急消防援助隊埼玉県大隊合同訓練を実施しました。本訓練では、現在後方支援小隊として登録している消防本部や新規増隊を検討している消防本部から男性94名、現職務に関係なく訓練参加を希望する女性65名、合計159名の県内全消防本部が参加しました。（県内女性消防吏員316名（平成30年4月1日現在）の内、約20%の参加率。）

各種資機材の説明を受け、消防本部の垣根を超えながら男女混合で協力し合い、テント設営や給食資機材、照明資機材等を準備し、野営することで埼玉県大隊として一丸とならなければならない後方支援を実災害のイメージを膨らませながら行いました。



訓練に参加する女性隊員



リフトアップテントの設営①



リフトアップテントの設営②

2 女性消防吏員の活躍推進に向けて

「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について（平成27年7月29日付け消防消第146号消防庁次長通知）」が発出され、全国の消防本部では、消防吏員に占める女性消防吏員の比率を5%に引き上げる他、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域拡大など、女性消防吏員の登用拡大に向けて各種取り組みをしているところです。

しかしながら、女性消防吏員による緊急消防援助隊の派遣については、資機材や衛生面等の問題により派遣実績が極めて少ないのが現状です。

このような背景から、本訓練では県内の女性消防吏員に訓練参加を積極的に促し、参加者に対してアンケート調査（31項目）を行い、女性自らが広域応援に対する必要資機材や体制のあり方について意見・課題等を抽出しました。

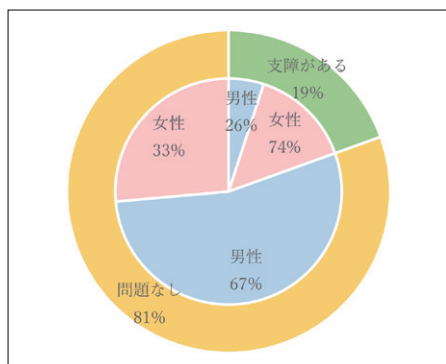
今回はその一部を抜粋して紹介します。



エアテントの設営

①テント内で着替えた場合はどうか。

(着替えていない場合は着替えた場合を想像して回答)



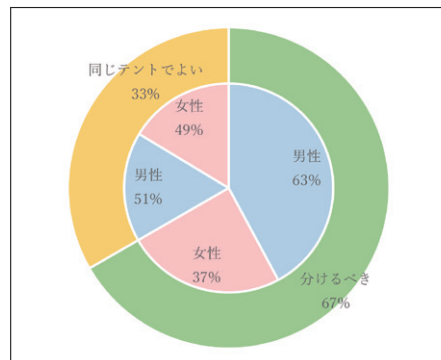
《意見》

- ・他の消防本部の女性がテント内で着替えをしていたが、出入口から着替えをしている姿が外に見える場合があるため出入口にパーテーションを設けた方が良い。
- ・同性同士であっても着替えについて気になる人もいると思うので、配慮が必要だと感じた。
- ・下着などを着替える際は、同性同士でも、身体的特徴など、見られることに抵抗がある人がいるのではないかな。更衣用にワンタッチ式の小さいテントが幾つかあれば良かった。



エアテントの内部

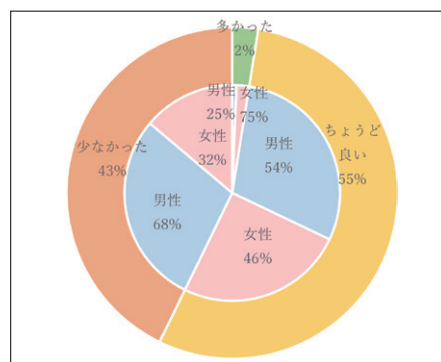
②テントは、異性と分けるべきか。



《意見》

- ・異性とテントを分けた方がお互いリラックスできる。
- ・ある程度女性の人数が集まっているのであればよいが女性が一人しかいない場合、その一人のためにわざわざ1張設営するとなると資機材、手間も増えるので、そこまでして女性を派遣する必要があるのか・・・というところに行きつく。
- ・女性隊員が着替える際には、男性隊員はテント外に出て警護にあたることや支援車を活用するなどの配慮をすれば問題ないと思う。
- ・異性間での問題が起きる前に、しっかりとテントを分けるべきだと思う。

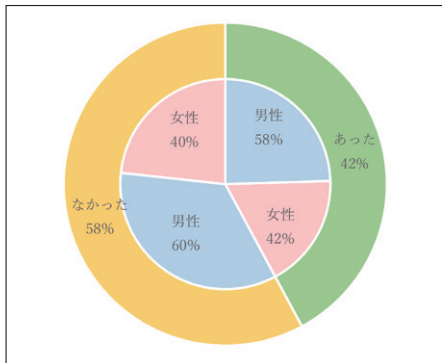
③食事はどうか。(主食)



《意見》

- ・少なく感じ、副食が必要だった。
- ・活動隊として派遣された部隊だとすると副食がないと足りないと感じた。

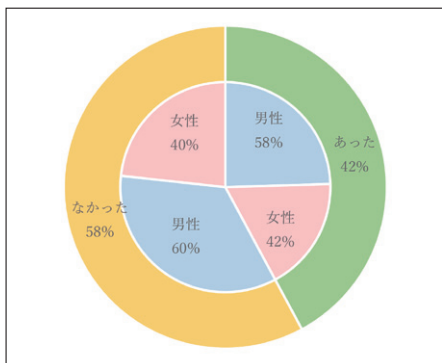
④衛生面で気になるところはあるか。



《意見》

- ・食事の際の手洗いや消毒があったほうが良い。
- ・女性職員は、生理の時は衛生面で不安を感じると思う。
- ・長期間に渡って宿営を続ける場合の（交代を含め）毛布やベッド、テント内の衛生管理が気になった。個人的にシュラフ内に敷く保温性のあるシートを用意して、毛布やシュラフを汚さないよう配慮した。

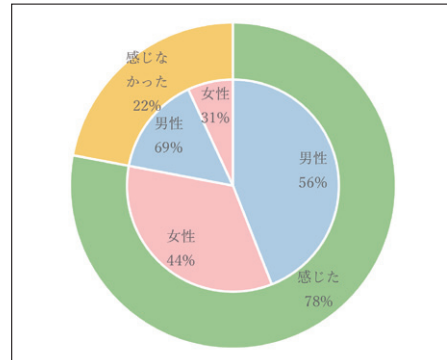
⑤簡易トイレで用を足すことができるか。



《意見》

- ・男女別であれば可能。
- ・男女を別にすることや男女の簡易トイレを離れた場所に設置するなどの配慮が必要になると思う。
- ・自衛隊のようにトイレ専用車があると助かる。
- ・生理の場合同じトイレで用を足すとすると出血の点で抵抗が生じるため、数が少なくても良いので女性専用の簡易トイレはあった方が良くはないかと思う。

⑥女性隊員が訓練参加したことで、活動の幅が広がったと感じたことはあるか。



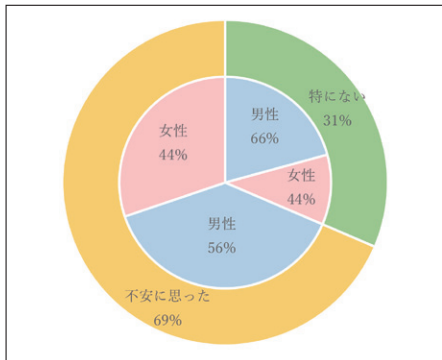
《意見》

- ・後方支援隊の活動は、男女関係なく活動ができると感じた。
- ・後方支援の活動は、女性の繊細さ・気配りがあればよりよい活動になると思った。
- ・実際の活動において男女の差はあまりないと思う。経験することが大切だと感じた。
- ・女性だけで設営が可能だと感じた箇所が多くあったため、活動の幅が広がったと感じた。
- ・女性が訓練参加することで、どこまでのことが出来るのかということが参加した女性本人だけではなく、男性にも理解してもらうことが出来たと思う。
- ・男性同士よりも女性同士の方が気を遣わなくてはならないことも増えるので、こういった活動を行う場面での「女性躍進」は、それほど求められていないと思う。



夕食であるレトルトのカレーと米

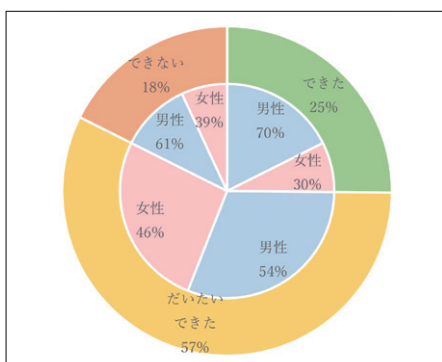
⑦今回の訓練は、1日のみであったが不安に思ったことはあるか。
また5日間以上の派遣となった場合さらに不安に思うことはあるか。



《意見》

- ・長期の派遣の場合、衛生面（トイレ等）について不安を感じた。また、飲料水の確保も重要だと感じた。
- ・大規模災害等でも女性が現場の最前線で活動すべきだと思っていたが、活動するには女性用の資器材を揃える大変さや女性ならではの問題を身に染みて感じ、女性1人が派遣されるだけで多くの問題が発生するのだと思うと、いざ派遣されるとなると不安になった。
- ・正直、女性がいた場合、男性の仕事量が間違いなく増えると感じる。ただし、女性ならではの気遣い等も必要な場合があると思う。

⑧今回の訓練で派遣に不安が解消されたか。



《意見》

- ・訓練を通じ全体的な動きが把握できた。
- ・資機材の取り扱い等の研修を重ね、取り扱いに熟知していれば、後方支援隊としては女性でも活動できると感じられた。自分の所属にはない資機材であっても、指示できる人がいて、協力し合えばできると思った。
- ・災害は季節等含め多種多様なため、不安がなくなることはないと思う。ただイメージは沸いたと感じたので、対策はできる。

・緊急消防援助隊自身が被災者にならないためにも長期滞在が可能な設備等（シャワー等）を整える必要がある。

⑨男性は女性に対し、女性は男性に対し何に気を遣ったか（配慮したか）

- ・女性だから・・・と区別されるのは嫌なので、足手まといにならぬよう、男性と同じように活動できるよう心掛けた。
- ・女性は、男性に気を遣われないように気を付け、活動していた。
- ・重量物の移動や高い位置の作業で手が届かない時などに、協力することを心掛けた。

⑩今回の訓練で一番大変だったこと（きつかったこと）は何か。

- ・寒さで寝付けなかったため、暖を取る方法をもっと準備しておくべきだった。月経期間中等はより一層、自身の体調管理に気を付けなければならないと思った。
- ・テント内の寒さ対策、および夜間のトイレ。（出入りには、テントのファスナー開閉が必要でこれに伴う音や風がテント内に入る為、大変気をつかう。）

今後は、これらの意見を参考に、同訓練を継続して実施するとともに、緊急消防援助隊埼玉県大隊後方支援中隊として機能強化（女性消防吏員の派遣を含む）するために後方支援活動要領等の作成に繋げてまいります。



夜間ミーティングも男女混同で行われた



今回訓練に参加した159名（埼玉スタジアム2002）

隊員が「見る」ために、救急車を「見える」ように

埼玉県 川口市南消防署 安行分署消防第2係 救急隊

きっかけは「地域特性」

川口市は埼玉県の南端に位置する都市です。古くは「鋳物の街かわぐち」として産業が発展し、現在は荒川を隔てて東京都に隣接する利便性を活かし、住宅都市化が進む中、私たちの受け持ち区域である安行地区は、自然も多く残る「植木の街」といわれる緑豊かな地域です。

しかしながら近年では、この地域も新興住宅の開発とともに新設道路が急増し、整備中の路面状態の悪い道路や、昔ながらの狭隘道路も多く残され、救急車は走行しづらい地域です。また、街路灯も少なく、夜間の走行は暗く見えづらい環境であり、多くの勤務経験を重ねてきた救急隊員でも、運転の難しさを実感する地域です。



LEDテープ装着した救急車

事故の経験

受持ち区域で発生した交通事故の中には、救急出場の際、暗く狭い道路を通行するため、隊員が誘導していたところ、車両の照明の向きにより、突然視界が真っ暗になり、これまで見えていた障害物を見失ったことが原因のものもありました。

救急活動中に交通事故が発生すると、活動が一時的に停止してしまい、安全確実に医療機関へ搬送するという使命を果たせず、傷病者に多大なる不利益をもたらすこととなります。また、私たち救急隊員自身も苦しみ、特にハンドルを握っていた機関員は、その後の運転に不安を感じるようになります。

動き始めた救急隊

私たちは、大切な資機材である救急車の交通事故を防

止するため、何ができるのでしょうか、そのように考え、話し合う機会を多く持つようになりました。

検討していく中で、「受け持ち区域を走行する際、車両下部が暗く、特に車両左側は夜間の走行時に見えにくい」という共通認識を持っていることが明確になりました。

まず救急車の路肩灯（後輪灯）の発光量について調査したところ、車両左側下部から後方にかけて安全確認を行うための明るさが十分ではないことがわかりました。

そこで左側下部を見え易くする工夫が必要であるという結論に至り、様々なアイデアを練り、消防局装備担当者



LEDの向きと車両に一体感が出るように装着している。



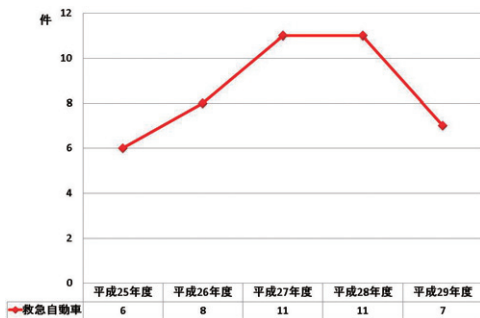
右側面下部とタイヤハウス

また、同時に、これまでの経験から何かヒントが見つければと思い、過去に発生した交通事故の分析調査を行うことにしました。

調査内容

救急車が関係した交通事故報告書の中から様々な視点で調査対象を抽出し、有意差のあった項目について検証するという作業を繰り返し行いました。

交通事故発生件数



また、安行分署職員を対象として、緊急車両の運転に関し、特に留意する点や交通事故の経験について、アンケート調査を実施しました。

対象期間 平成25年度から平成29年度までの5年分
事故件数 救急車の関係する交通事故 43件
調査項目 35項目
アンケート調査 安行分署職員 34名
分析調査上の分類

発生原因から「回避することが困難」と判定した交通事故 9件
 それ以外の交通事故(以降【A群】とする) 34件

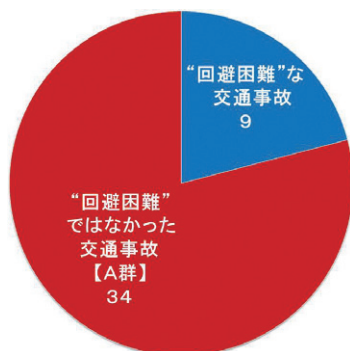
“回避困難”な交通事故

交通事故の発生原因から
 「救急車側は回避することが困難であった」と判定した事故

- 例1) 赤信号で停車中に後方から追突された。
- 例2) 幹線道路を走行中、反対車線を走行していた自動車の運転者が、急病を発症したことで操縦不能となり、反対車線から中央分離帯に衝突し飛び越えて現れ、救急車に衝突した。

交通事故件数 9件（全体の20%）

検証における交通事故の分類



多角的に見た「救急車の特徴」

アンケート調査の結果、救急車の特徴が見えてきました。

①救急車の“操縦”

多くの安行分署職員は、救急車と他の緊急車両の操縦に大きな違いを感じていることが判明しました。

救急車の特徴は、ハンドルの切れ角による操縦感覚の違い、傷病者や同乗者に配慮し慎重で丁寧な運転を心がけよう意識することなどが挙げられます。また、狭隘道路など環境が悪い中、救急要請先を目指して、迅速かつ安全に走行していく必要があります。救急活動中や搬送先の病院などで停車する際は、他の車両とのトラブルや接触事故等を防止するため、周辺状況を見極めることが重要になります。

②救急車との“遭遇”

一般車両の運転者目線で見ると、他の緊急車両と比較して、救急車の色と大きさから、緊急走行していることがわかりにくい時があります。窓を締めてエアコン等を使用し走行していると、サイレンの音が聞こえにくいことがあります。突然、救急車が近くに現れたような認識となることがあります。また、交差点などで救急車のサイレンが聞こえても、どの方向から走行して来るのか、すぐにわからないという「気付きにくさ」があると言えます。

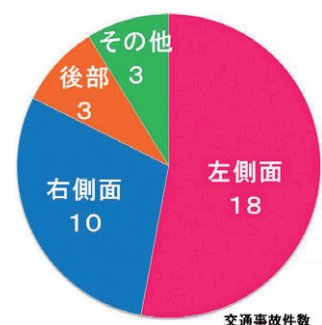
市民から救急車の緊急走行がどのように見えるのか理解することも、交通事故の発生を回避するためには必要です。

事故分析して見えてきたもの

～有意差のあるデータから判明した事実～

交通事故の損傷箇所傾向を探るため【A群】を調査した結果、車両左側面が交通事故全体の53%と最も高く、地上から高さ110センチメートル付近の赤ラインより下部に集中していることがわかりました。損傷の多かった左側面下部は、機関員がサイドミラーで確認を行う際、見えづらい範囲であり、交通事故の発生原因に「見えにくさ」が関係していると考えられます。

車両損傷箇所【A群】



先進事例 紹介



損傷箇所【A群】正面



後面



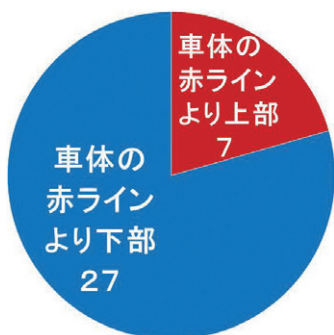
左側面



右側面

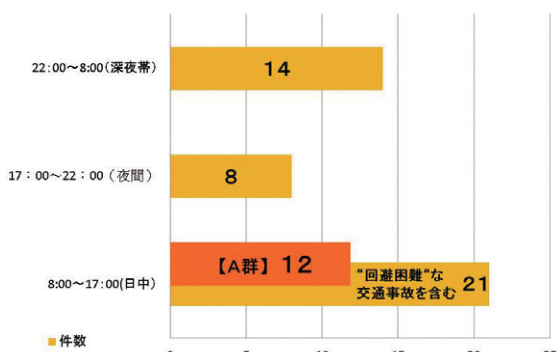
また、交通事故が発生する時間帯は、救急出場が日中に多い傾向にあり、交通事故の総数も日中に多く発生しています。

損傷箇所の高さ分類【A群】
～分布図（シールマーク）による分類～



しかし、救急車側は“回避することが困難”と判定した交通事故を除くと、多くの交通事故は夜間に発生していたことが解りました。これについても、暗く見えづらい環境が交通事故の発生に大きく関係していると考えられます。

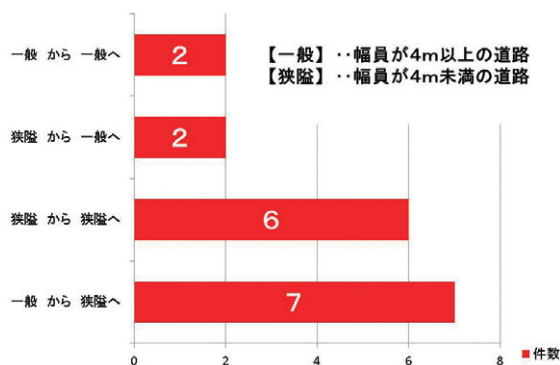
交通事故発生時間帯



さらに、交通事故の発生するタイミングは、車両が動き出してから5分以内と早い時点で多く発生していることも解りました。これについては、車両動き出しの際、隊員一人ひとりが事故の発生し易いタイミングであることを理解し、周囲の安全確認を行うことが交通事故防止に対して有効な行動と言えます。

なお、右左折の進入は、幅員が狭い道路で交通事故が多く発生していることから、機関員はハンドル操作と車幅感覚に関して、操縦技能が向上するよう努力しなくてはなりません。そのうえで、不安を感じる際には、早めに誘導員を配置することが重要です。

右左折時に発生した交通事故の道路幅員



これらは有意差のあるデータ抽出を行い分析した結果、交通事故の可能性を高める環境要因について、明確な根拠を把握することができたものです。

救急車を「見える」ように

救急車の左側下部の「見えにくさ」を解消する方法を消防局装備担当者とは検討した結果、救急車の左側面下部からタイヤハウスにかけて、LEDテープを装着し発光させることが最適ではないかという結論に至りました。そこで、まず安行救急隊の救急車にLEDテープを装着し、試行運用することにしました。



使用した材料左から熱伸縮テープ加工後のLEDテープ、熱伸縮チューブ、LEDテープ(加工前)

車両改良の“全貌”

- LEDテープを熱伸縮チューブでカバー
…耐久性を良くし、防水効果、飛び石等による損傷防止が目的。
- LEDテープの専用スイッチを設置
…車幅灯の点灯と連動して発光させることも可能である

るが、市街地など様々な環境下で走行する救急車の特性を考慮し、必要がない場合は消灯できる仕様にした。

作業時間	約3時間 ※熱伸縮チューブの加工に約2時間		
工事費用	約3万円		
道路運送の保安基準	マーカーランプ 扱い	500カンデラ以下	常時点灯を避けるため スイッチを新設



スイッチ配置盤



LEDテープ専用スイッチ

視界良好! LEDテープの効果



LEDテープ装着後の点灯



路肩灯のみ点灯

装着したことで、大きなメリットがありました。

- ・ミラーで行う左後方の見え方が格段に鮮明となった
- ・車体と障害物との距離間が瞬時に分かる
- ・後輪の位置が把握しやすく、左折時の走行ルートが予測しやすい
- ・豪雨などの悪天候でも、左後方の確認がしやすい
- ・誘導員も周囲の障害物を確認しやすい
- ・定期点検に併せて実施できるなど、工期が短い
- ・費用について大きな負担がない

調査・研究がもたらした“効果”

私たち救急隊は、過去の交通事故の分析調査と車両改良を行ったことにより、事故防止について一人ひとりが熟考し、過去の経験と向き合い、何度も話し合いました。

そして、全員が「安全」に対して意識を高く持つようになり、どのような場面でも視野を広く、注意を払って協力して事故防止に取り組むようになりました。

また、当局では、これまで交通事故の経験を文書という形のケーススタディとして共有してきましたが、発生状況や車両操縦を具体的にイメージすることが難しい部分もあります。交通事故の経験から「学べること」を、組織内でどのように共有していくかが課題となっていました。今回の分析調査により過去の経験が明確な根拠を持った「予測する力」となり、広く共有することができるようになりました。

より身近な活きた教訓として、注意を払わなければならないポイントを明確に示したことで、今後、類似の交通事故を防止できる可能性は高く、この研究の効果は極めて大きいと思います。

これら私たちの取り組みが、今後、全国的に普及して、救急隊の安全性の向上に役立っていくことができれば良いと期待しています。

組織内の連携から生み出された「安全性のグレードアップ」

～試行から一年で全救急車のLEDテープ導入を実現～

私たちは、車両改良について当市の事務改善で報告しました。その結果、事故防止について効果的な対策という評価を頂き、救急車全車導入への運びとなりました。

明るさについて左右差を無くし、どのような道路条件でもより安全に走行できるよう、右側にもLEDテープを装着しました。

LEDテープを装着した新しい車両の救急隊からも、機関員も誘導員も安全を確認しやすくなったこと、運転時の安心感が増し、気持ちに余裕を持つことができると感想をもらっています。

LEDテープの装着を開始して以降、平成31年3月末日現在まで、当局では救急車の関係する交通事故が発生しておらず、この安全に対する取り組みの効果が非常に大きかったことがわかります。今後も、LEDテープの明るさだけに頼ることなく、隊員が安全を確認するため、しっかりと「見る」意識を持ち続けることが、事故を未然に防ぎ、救急隊の使命を果たすことに繋がると確信します。

安行救急隊の視点

交通事故の分析結果は、安全対策について考える材料として使ってもらいたいです。LEDテープを使った車両改良は、全国の現場で働く隊員の方々の役に立つことができれば嬉しいです！



安行分署消防第2係救急隊

職員系の視点

自分自身も救急隊として長く勤務してきた経験から、安行救急隊の視点に強く共感しました。協力を依頼されたときには積極的に協力したいと思いました。

また、公用車の交通事故を取り扱う部署に異動したことから、事故防止対策をする上で発生件数や接触部位などから分析する必要があると感じました。

交通事故の分析結果は、公務災害の原因調査及び再発防止対策に関することなどを調査審議する川口市消防安全委員会で発信して情報を共有しました。



消防総務課職員係 長谷川主査

装備系の視点

装備の仕事をしていくうえで、消防用自動車の事故における市民サービスの低下はなくさなくてはならない。しかし、確認不足等による人為的事故が多く見られました。どうしたら救急搬送時の運転補助ができるかと考えました。死角をなくすことは無理でも、視界の確保は出来るのではないかと。

地元の整備工場に相談し、打合わせを何度もして現在

の形に至りました。

今後も研究・改良を重ね、事故防止につながればと考えます。



装備係3名で整備室の前で集合写真

進化を続ける「安全対策」

当局では、これからも積極的に安全に対する取り組みを進めていきます。

車両側面下部に反射材によるバツェンバークマーキング
…周辺環境が暗い中で、隊員と車両の安全を確保するためです。

消防車とはしご車にもLEDテープ装着

…消防車には市内の地域性を考慮して装着し、はしご車には、オーバーハングの視認性向上を目的に、車体四隅にLEDテープを装着を計画しています。



インナーフェンダーにLEDを装着した消防車



LEDテープ装着したバツェンバークマーキング仕様の救急車



バツェンバークマーキング仕様消防車

高齢者を対象とした防火防災講演会を開催

尾三消防本部

尾三消防本部では、令和元年5月31日（金）・6月26日（水）、日進市及びみよし市において、健康で働く意欲のある高齢者（主にシルバー人材センターに登録する会員等）を対象に防火防災講演会を開催し、340名の参加がありました。

講演会は「自分の命は自分で守る」をテーマに吉村減災支援センター長を講師に招き、万一災害が発生した場合に的確に行動できるための方法を学びました。

この講演会を通じ、高齢者への防火・防災に関する動機付けや意識の高揚が図ることができました。



新千里消防署開署式を挙行了しました

豊中市消防局

豊中市消防局では、平成31年4月から、新千里出張所を新千里消防署へと改編したことに伴い、平成31年4月2日に、長内繁樹豊中市長をはじめ多くの方を招いて、新千里消防署開署式を開催しました。

長内市長からは、「火災予防広報活動の更なる充実を図り、消防・救急救命体制の充実をより推進していただければと思います」との式辞をいただき、常松幸雄消防署長は「署員一人ひとりが士気を高め、安全・安心の向上を推進してまいります。」と力強く決意表明を行いました。



除幕式

消防署旗授与

消防通信

望

楼

ぼうろう

平成30年度阪神地区消防長会実務講習会を実施しました。

阪神地区消防長会

兵庫県の阪神地区10消防本部で構成する阪神地区消防長会では、2月6日（水）西宮市役所東館で平成30年度実務講習会を開催し、約200名の職員が受講しました。

講習会は、大阪市立大学大学院の首藤太一教授を講師に招き、「『気づき』をうながすコミュニケーションって？」をテーマに、ご自身の経験談等を織り交ぜながら、市民接遇や部下指導に際して、求められるコミュニケーション力について、講義をしていただきました。

消防業務を行ううえで、非常に参考となる貴重な講習会となりました。



講習会の様子

3次医療機関合同症例検討会を開催

熊本市消防局

熊本市消防局では、令和元年6月28日（金）「集団災害」をテーマに管内全ての3次医療機関（国立病院機構熊本医療センター、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本大学病院）と合同症例検討会を開催しました。

本症例検討会では、国際スポーツ大会（ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権）の開催を前に、集団災害についての現場対応や医療機関との情報共有、意見交換を行いました。

今後も同検討会を開催し、集団災害対応能力の向上並びに医療機関との連携強化に努めてまいります。



意見交換会



研修の様子

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

査察業務マネジメントコースにおける 教育訓練

消防大学校では、消防本部の予防業務を主管とする係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力の習得のため、査察業務マネジメントコースを開講しています。

今年度は、5月24日(月)から31日(金)までの5日間に渡って開講し、48名(うち女性1名)が受講しました。

短期間で集中的に査察業務運営について学ぶコースとなっています。

令和2年4月1日からは、全国ほぼすべての消防本部で違反対象物に係る公表制度の運用が開始される予定であることから、消防本部ではより一層立入検査や高度・専門的な違反処理などの予防業務を推進していくことが求められます。

集合教育で行う本コースでは、消防庁予防課の開催する実務研修との棲み分けを明確にし、授業では行政動向や査察計画、進捗管理、違反処理への移行について先進的な取組を行う消防本部の講義のほか、課題討議を行っています。



告発事例研究



課題研究

今年度は新たに告発事例研究と題し、違反処理の一環である告発について、東京消防庁査察課 城所玲子講師に実務上の留意点などをご講義頂きました。告発事例については学ぶ機会に限られるため、受講者から大変有意義だったとの感想が寄せられました。

また、課題研究では違反是正の事例研究ではなく、研修や規程等を行う立場の職員に対する査察業務の進め方について取り上げました。入校前に各自が考察した資料をもとに班毎に検討をし、2日間にわたり代表者が発表を行いました。発表に際しては、各地区ブロックから4名の違反是正支援アドバイザーに参加を求め、様々な視点からアドバイスを頂きました。



課題研究における講師助言



課題研究における質疑

受講者からは、「複数の本部の取組を知ることができて参考になった。」「解決案に対するアドバイザーの的確な助言、対応が参考になった。」との感想が寄せられました。

今後は、各受講者が研修で培った広域連携関係を活用しながら、着実に査察業務を遂行されることを期待いたします。



課題研究発表



違反是正支援アドバイザーとともに

教育訓練の実施状況 (平成31年4月～令和元年7月実施分)

平成31年4月から令和元年7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業(修了)生
幹部科第57期	6月11日～7月26日(46日間)	60名
新任消防長・学校長科第26期	4月16日～4月26日(11日間)	13名
新任消防長・学校長科第27期	5月13日～5月23日(11日間)	33名
警防科第105期	6月5日～7月24日(50日間)	60名
救助科第79期	4月11日～6月6日(57日間)	60名
危険物科第14期	6月26日～7月26日(31日間)	33名
火災調査科第37期	6月5日～7月24日(50日間)	48名
指揮隊長コース第21回	4月15日～4月25日(11日間)	28名
指揮隊長コース第22回	5月7日～5月17日(11日間)	47名
危機管理・国民保護コース第9回	4月17日～4月24日(8日間)	56名
自主防災組織育成コース第15回	5月27日～5月31日(5日間)	57名
査察業務マネジメントコース第3回	5月27日～5月31日(5日間)	48名
合 計		543名

問合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和元年7月24日～令和元年8月23日）

<救急企画室>

元.8.23	2019年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、2019年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	----------------------	---

<予防課>

元.8.21	「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会」の開催	小規模飲食店に設置されたこんろからの火災を防止するため、厨房用の自動消火装置に求められる性能や厨房設備の防火安全対策のあり方について検討するため「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会」を開催することとしましたのでお知らせします。
元.8.9	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（令和元年6月1日時点）	消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率等について、令和元年6月1日時点での調査結果をまとめました。
元.8.9	平成30年1月～12月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保することを目的として、平成30年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
元.7.29	「令和元年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催	今年度は、救急業務の円滑な実施や救急車の適正利用を推進するため、「外国人傷病者対応」、「メディカルコントロール体制のあり方」、「救急安心センター事業（#7119）の事業検証体制」及び「緊急度判定の実施・検証」について検討します。さらに、「救急業務のフォローアップ」及び「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施」について報告を行うこととしています。
元.7.24	「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」の開催	近年、特殊消火設備と同等以上の消火性能を有する消火設備が開発されていること及び泡消火薬剤に含まれているフッ素化合物に係る環境規制の動向を踏まえ、特殊消火設備に係る新たな設置基準等を検討するため、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<特殊災害室>

元.8.1	「先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会」の開催	石油コンビナート等における総合的な防災体制の充実強化を目的に、「先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
-------	-----------------------------------	---



最近の通知 (令和元年7月24日～令和元年8月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第131号	令和元年8月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間(令和元年度秋季)の実施について
消防消第123号	令和元年8月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成30年度における消防職員委員会の運営状況及び令和元年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
事務連絡	令和元年8月9日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成30年1月～12月の製品火災に関する調査結果について
消防危第111号	令和元年8月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
事務連絡	令和元年8月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	救急業務に必要な資器材の使用等について
消防危第102号	令和元年8月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物取扱者の保安講習における留意点について(給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売関連)
事務連絡	令和元年8月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	ガソリンの容器への詰め替え販売に係るリーフレットの送付について
事務連絡	令和元年8月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
消防危第89号	令和元年8月1日	関係省庁 関係業界団体	消防庁危険物保安室	平成30年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について
事務連絡	令和元年7月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	非常用電源等の法令点検未実施の病院に対する適切な対応について
消防災第64号	令和元年7月31日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課	南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について(通知)
消防危第95号	令和元年7月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱について

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課 予防課 危険物保安室 参事官
② 住宅防火防災キャンペーン		② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	
③ 火山災害に対する備え		③ 危険物施設等における事故防止	
④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け		④ 消防の国際協力に対する理解の推進	

9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月8日（日）から9月14日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されています。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年度は9月9日（月）KKRホテル東京（11階「孔雀の間」）で開催します。対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、又は応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（平成30年）



消防庁長官表彰の授与（平成30年）

(2) 「救急の日2019」

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により9月8日（日）アクアシティお台場（3階アクアアリーナ）において「救急の日2019」のイベントを開催します。

今年度も、救急に関する普及啓発活動を行うとともに、子供たちへのカンタン救命講習（心肺蘇生法を中心とした応急手当の実技指導）や、救急救命処置シミュレーションなどを行います。

また、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」、千葉県松戸中央ライオンズクラブのマスコットキャラクター「松戸さん」も登場し、「救急の日2019」を盛り上げる予定です。



イベント（応急手当）の様子（平成30年）



（写真左から）

日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」
 全国消防イメージキャラクター「消太」
 群馬県マスコットキャラクター「ぐんまちゃん」
 松戸中央ライオンズクラブマスコットキャラクター「松戸さん」

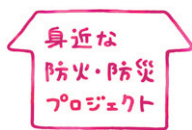
4 おわりに

今年も全国各地で種々の行事が開催されますが、これらの機会を通じて、国民の皆様に応急手当の重要性が再認識され、救急業務への理解を深めていただくこと、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を通じて、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を情報提供することにより、より一層のご理解とご協力を得られることを期待しております。



「救急の日」全体風景

問い合わせ先
 消防庁救急企画室
 TEL: 03-5253-7529

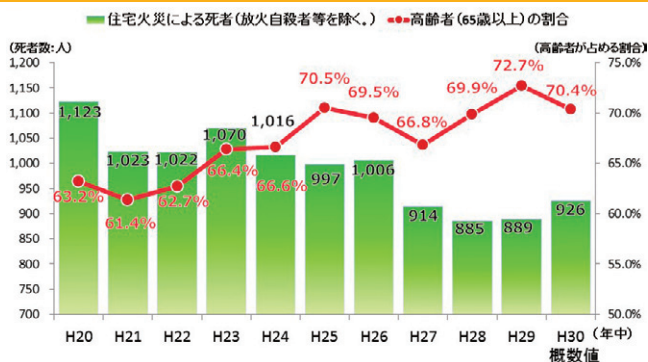


敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」 (9月1日～9月21日)

予防課

近年、住宅火災による死者数は、1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。(下図参照)

住宅火災による死者数と高齢者の割合



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者の内高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用火災警報器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間：9月1日～21日)を実施します。

このキャンペーンは、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方々の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、高齢者のお宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認、寝たばこの防止やストーブ・ガスこんろの適切な使用などを呼び掛けたり、お子さんやお孫さんから高齢者に「住宅用火災警報器」、「住宅用消火器」、「エアゾール式簡易消火具」または「防災品」などをプレゼントしたりすることを推進するものです。

○ 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 早く知る！

住宅火災で死者が発生する要因として、火災の発見が遅れ気付いた時には火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例が多く報告されています。

火災の発生を早く知って速やかに避難できるように、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や階段などに「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

この「住宅用火災警報器」は、電池の寿命が約10年とされており、また、経年劣化により故障する可能性も考えられることから、年2回ほどの定期的な点検が必要となります。

是非この機会に高齢者のお宅に設置されている「住宅用火災警報器」の点検を行い、異常がある場合は交換してあげましょう。

(2) 早く消す！

火災が発生したときに消火器で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと、「大きいから置く場所がない」とか、「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われる方もいるのではないのでしょうか。

しかし、消火器のほかに小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

特に消火器を使用することが難しい高齢世帯には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

(3) 火を拡大させない！

死者が発生した住宅火災の中で出火原因として多いのは、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中にこんろの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマ・エプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。

また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。

大切な“おじいちゃん”や“おばあちゃん”が火災の被害に遭わないように、今年は、身近な防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか？



問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、中野
TEL: 03-5253-7523



火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらすことがあります。火山と共生していくためには、火山に対する正しい知識を持ったうえで、火山災害に関する情報を活用し、的確な防災行動をとることが重要です。



弥陀ヶ原火山の火山湖



平成27年5月の口永良部島の噴火の状況
(気象庁ホームページより)

火山名 ○○山 噴火速報
平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表
** (見出し) **
<○○山で噴火が発生>

** (本文) **
○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

噴火速報例文 (気象庁ホームページより)

噴火警報

生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)が、「火口周辺」や「居住地域」等と明示して発表されます。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
			レベル	キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域	レベル3	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは想定している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
	又は噴火警報	及びそれより火口側	レベル2	避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する予兆とされる (可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要 (状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル1	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	通常の生活 (今後の火山活動の推移に注意。入山規制) への立入規制等 (状況に応じて要配慮者の避難準備等、避難を判断)。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等 (状況に応じて要配慮者の避難準備等、避難を判断)。
	又は火口周辺警報	火口周辺	レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生し、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル0	活火山であることを留意	火山活動は継続し、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (噴出した場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし (状況に応じて火口内への立入規制等)。

噴火警戒レベル (気象庁ホームページより)

火山災害に関する情報を知る

火山防災マップ

各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に防災上必要な情報を記載した「火山防災マップ」などを事前に確認し、いざというときに備えましょう。

噴火速報

登山者や周辺住民等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えることにより、身を守る行動を取ってもらうための情報です。平成27年8月4日から運用が開始され、同年9月14日の阿蘇山の噴火の際、初めて発表されました。気象庁ホームページのほか、テレビ、ラジオ、各種防災アプリなどで知ることができます。なお、平成28年3月29日からは全国瞬時警報システム (Jアラート) でも配信しています。

火山災害から身を守るために

火山は、事前に噴火を予測できる場合がある一方で、一たび噴火すると、噴石・火砕流・泥流等が短時間で火口周辺や居住地域まで襲来する可能性があります。このため、事前の備え、迅速な避難が人的被害の大きさを左右します。最新の火山災害に関する情報を事前に確認し、いざというときに備えましょう。

また、地鳴りや地震を感じたときなど、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難勧告等の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに岩かげに身を隠す、近くのシェルターや山小屋等に避難する等の行動が有効です。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

住宅防火・防災 キャンペーン

キャンペーン期間
令和元年
9月1日(日)
~21日(土)

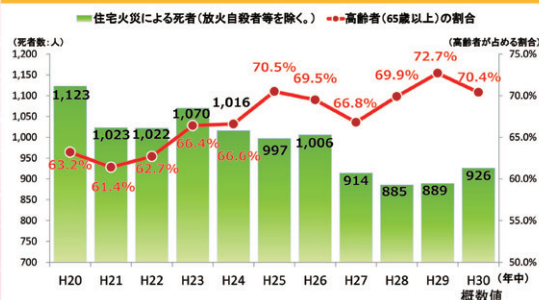
敬老の日に 「火の用心」の贈り物

住宅用 火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないよう、定期的に作動確認することが大切です。

住宅火災による死者数と高齢者の割合



住宅用消火器



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

防災品



身近な
防火・防災
プロジェクト

消防庁